

2016年包括外部監査についての質疑応答  
(子ども未来局)

<松谷議員>

2016年度に、包括外部監査が子ども未来局全体にわたって行われていますが、監査委員からの意見が26、指摘事項が64、対処したものは47件とホームページ上で公表されていますが、残された17がどのようなもので、遅れている理由などがあれば伺いたしたいと思います。

<子ども未来課長>

包括外部監査における指摘事項について、残り17件あるもののうち、15件は子ども未来課が所管する事業になっております。具体的には、児童クラブに関する件が12件、支援センターに関する件が1件、後は、青少年育成課と子ども支援課がそれぞれ1件ずつとなっています。

子ども未来課の15件の対処については、コンプライアンス推進課と子ども未来課と協議し、その対策についてはすでに回答をしております。

<松谷議員>

64の指摘というのは幅広いのと非常に記録の問題とか、資産登録の問題とか、細かい点もあり、なかなか64の評価は難しいところがあります。

放課後児童クラブについては多く指摘されておりますので、伺いたしたいと思います。資料P160では、A評価になっております。監査委員からは、待機児童対策として学区の枠を超えたという指摘や近隣の児童クラブの相互利用、民間活用、私児童クラブの民間活用など多岐にわたって指摘されています。

整備計画では平成31年を目標に解消することをめざして、こうした指摘がされていると思いますが、これについてはどのように受け止めているのかを伺います。

<子ども未来課長>

監査委員からのご指摘の中で、放課後児童クラブの学区の枠を超えた近隣児童クラブの相互利用、あるいは民間活用についてのご指摘を受けております。

まず、この基本的な考え方につきましては、放課後児童クラブは児童が利用するということが基本になります。そういったことや児童の安心安全を考えまして、施設は校内敷地に設置し、敷利用想定をしております。

クラブを設置すると若干余裕がある児童クラブがある一方で、隣の学校は待機児童があるということも認識しております。そのような時に、空いているクラブを利用して有効活用すればいいのではないかと考えております。過去には、児童に隣の学校の施設を利用してもらったという例もあります。実態としては、学校を中心としたクラブであ

るので、隣の学校に行くとその中では数人の子どもになりますので大半の子どもがなかなか来ないということもあります。

もう一方では、隣同士の児童クラブがいっぱいで、もう一つ離れた児童クラブに空きがあるという状況もありますが、利用の実態を考えますと、放課後そこに、徒歩で通うことは安全の面でもなかなか困難な状況があります。有効活用したいとは考えておりますが、その辺の課題を解決するのはなかなか難しいので一つの課題になっております。

民間の活用ということについては、民間実施されている児童クラブは、市が設置している児童クラブとは異なって、車を使っての送迎サービスを行っている所もあります。こういったことから、多少遠方であっても、利用が可能という利点もあります。

平成 27 年度から、民間児童クラブの利用者負担が公設の児童クラブの利用者負担との均衡を考慮した額、概ね 1.5 倍程度の額としています。そのような民間児童クラブへの国の補助事業の助成があるので、それを活用し、公設のクラブを補完する役割を担っていただいているということで補助を実施し利用していただいているという実情です。

<松谷議員> 1:57:45

監査委員の指摘は数字の所を埋めればという発想に対して、そう簡単に子どもの安心安全なり学区内という基本的な問題があるというお応えをいただきました。民間についても総括的なお話を伺えました。

次に、監査委員の方々からの指摘に葵区・駿河区と清水区の違い、例えば土曜閉所、委託料・保護者負担、剰余金の取り扱いなど細かい指摘があります。これについてはどのように考えているのでしょうか。

<子ども未来課長>

葵区で実施している児童クラブと清水区で実施している児童クラブとの大きな違いは、土曜日に開所しているかしていないかという点です。清水でも土曜に開所してはどうかというご指摘ですが、旧清水市については、地域の将来を担う子どもたちの健全育成については地域の皆様と連携しながら進めることが望ましいという考え方から、地域に根差しそして地域の運動として総合的に健全育成を推進している地区の「青少年育成推進委員会」が児童クラブの運営を担っていただいているという歴史的な運営の違いがあります。こういった経緯を踏まえ、清水地区の土曜日開所については、それぞれの地域のニーズを踏まえた上で、受入態勢の確保、具体的には支援員・補助員の配置、開所場所、開所方法等を含めて地域と協議を進めていくことを考えています。

それから、委託料の算定積算の不均衡の是正についてもご指摘をいただいております。児童クラブの委託の積算の算定につきましては、平成 29 年度分については、静岡地区、清水地区共に各クラブの支援配置基準等に基づいて算出した人件費に、共通項目の事業費、事務費を加算した額から各クラブの見込み児童数に応じた本社負担金の額を差し引いています。現在は同じ基準で算出した額の委託料の算定方法に改めております。

それから、本社負担金の違いがある静岡地区と清水地区は、先ほど申しましたように土曜日を開所しているかしていないかが大きく違います。本社を利用できる時間で負担金の

算定をいたしますと、ほぼ違いがないということを確認しています。

放課後児童クラブの運営に関する余剰金の取り扱いの検討について指摘をうけております。こちらについては、清水区の児童クラブ受託者は、各地区の青少年育成推進委員会を組織する運営委員会となっています。こういった面で、資金力の脆弱な団体であるため、年度当初運営費用として委託料の余剰金を繰越すという必要性が生じているという理由から、精算返納ということを経ずに繰越を認めてきたという実態があります。

平成 29 年度からは、余剰金については決算上の状況を精査した上で精算処理を実施することに改めていく方針にしております。

#### <松谷議員> 1.55

監査委員から、平成 27 年度（2015 年）の現状で 1.65 m<sup>2</sup>の基準が 15 室と指摘されていますが、2016 年はどのように解消しているかという点と同じように支援員の配置基準が措置基準を満たしているのが 4 つあるという指摘がありますが、これは 2016 年にはどのように解消されているのかを伺います。

#### <子ども未来課長>

児童クラブの面積の基準で、1.65 m<sup>2</sup>以上の基準を満たしていない 15 室についてどのように解消しているのかという質問についてお応えいたします。

ご指摘を受けた 15 室の内、10 室につきましては、同じ校内に児童クラブがあるため既に解消済みです。その他 1 室につきましては、平成 28 年度のクラブ整備により改善されております。残りの 3 室につきましては、平成 29 年度（今年度）の整備予定により改善の見込みです。また、1 室につきましては、平成 30 年度以降の早期のクラブ室整備により改善の見込みとなっております。

支援配置基準における経過措置基準を満たしていないものが 4 室あるという指摘についての改善の状況については、静岡地区の 2 室は配置の支援員 3 人に加えて当初から補助支援員を配置しているので経過措置基準を満たしているということを確認しています。

また、清水地区の 2 室につきましては、それぞれ平成 28 年度に児童クラブ室 1 室を追加整備することで、支援の単位を 3 単位としたことで、1 支援を構成する児童の数については概ね 40 人以下ということで経過措置基準を満たしているということで改善をしています。

#### <松谷議員>

監査委員から待機児童がある中、2015 年に 10 箇所補助対象民間事業者による児童クラブに 4279 万を予算化しながら 8 箇所の届出があり、実際に執行率が 13.7%であるという指摘がありました。2016 年度は、保健福祉長寿局の総点検表を見ると、今年度も 8 箇所 3200 万円に縮減し、しかし事業届出は 9 箇所、助成対象は 3 箇所 1334 万円となっています。監査委員は 2015 年も A 評価はおかしいと指摘し、2016 年も同じような傾向ですが、監査委員の指摘をどのように受け止めているのか、対処方があればお伺いしたい。

<子ども未来課長>

民間児童クラブにおける補助ということで実施しております。予算上はクラブ室 8 カ所ということで予算を立てておりますが、実際には 3 カ所であります。

民間児童クラブに補助をするにあたりましては市の基準があります。例えば、利用料は各民間児童クラブでいろいろなサービスを実施していることから、市の児童クラブの利用料よりも高い利用料になっておりますが、補助をすることで金額を下げてください利用しやすくするという効果があります。これについては、民間児童クラブの考え方もあるので話し合いをしながら市の補助基準にあったクラブに補助をさせていただくこととなります。

届け出は、民間児童クラブは 8 ありますが、市の意向に沿った所については随時相談をしています。予算上は確保しても実際にその年度において市の基準に沿う運営をしているのは相談があった 3 クラブで、そこから届け出があった 3 クラブに予定どおり実施いたしました。

<松谷議員>

予算上そうなっていて、市の基準があるから少ないのだということですが、成果指標で A となることはどういうことかと監査委員が指摘しているのは、どういうことなのか伺います。

<子ども未来課長>

予算上の問題もありますが、もともと年度の計画として実施できるクラブ数というのがある程度見えてきているので、その点で目標数値を 3 クラブとさせていただき、それに対して 3 クラブに予定通り補助することができたので、市としては A とう評価を考えております。

<松谷議員>

市の基準で決めて、それがその通りになったので A 評価としたということでした。2016 年度の予算は 8 カ所で 3200 万円、しかし届け出が 9 カ所ありましたが、実際に補助したのは 3 カ所だったということです。8 カ所というのは、市が予算化する時には、市の基準に見合う民間の事業者が出てくるという想定であったのでしょうか。そして、9 カ所が 3 カ所になったのですが、後 6 カ所が選ばれないのは利用料の問題があるのですか。その理由をお応えください。

<子ども未来課長>

民間の児童クラブについては届け出が必要となります。施設基準、児童クラブを運営する日数、支援員の配置など、こういった基準に合ったものに児童クラブとして届け出をしていただいております。その中から、補助の対象ということで選定をしていくこととなります。民間児童クラブの運営についてはクラブの考え方があり、いろいろなサービスを提供して運営していくという児童クラブがあります。そういった中で、市の補助の案内はさせ

ていただいております。市の補助に適合するような運営形態をとっている児童クラブには補助はいたしますが、一方、民間の自由なクラブ運営も尊重していきたいと思っておりますので、そこは、保護者の選択ができるようなクラブ運営になります。そこで、届け出の数と補助をする児童クラブの数というのは異なっているということになります。市は相談を常に受けており、市民の方が利用しやすい児童クラブをめざしております。

<松谷議員>

2015年の補助対象になった2カ所と2016年の3カ所はどこの児童クラブなのかということと、この2015年と2016年の児童クラブの利用料というのはどういう範囲になるでしょうか。

<子ども未来課長>

まず、2015年の対象となった児童クラブは、こぐま児童クラブになります。それから、もうひとつは、ハロー学園です。2016年の3カ所については、こぐま児童クラブ、パンダ児童クラブ、プチファミが対象となっております。

尚、2015年に対象であったハロー学園につきましては、2015年をもって児童クラブを閉鎖しておりますので対象とはなっていません。

それぞれの利用料金については、今調べておりますので少しお待ちください。

<松谷議員>

監査委員の方々は、民間事業者の参入促進を主張され、市が直接関与し公設民営でやっていくということが私は基本的には良いと思っておりますが、現実的に民間事業者、特にこぐま児童クラブは保育園も併設で始まっていますが、どういう厳密さなのか匙加減なのか選ぶ基準のどこに差があるのか。2カ所と3カ所は選ばれたが、他の方々がオフリミットされておりますが、民間参入についてはどういう基準でやっていくのかを知りたいと思いません。

<子ども未来課長>

基準の問題ですが、基本的には届け出をいただいた児童クラブは、施設基準、運営日数、支援員の数を満たしているとされていないと届け出はできません。その中で、どの基準に従った補助するのかというのは、やはり利用料ということで、市がクラブに対して援助をするということになりますので、援助した効果として利用料金がある程度公設のクラブの利用料金に近づけていただきたいということがあります。概ね公設児童クラブに対して1.5倍以内の利用料金というところがあります。これにはいろいろなサービスがありますので、例えば送迎をサービスしているとか、夜遅くまでやっているとか、あるいは宿題をみるとかいうことにつきましては、プラスアルファのことになりますので、基本的な運営時間に対してどの程度かかっているかという所を見させていただき補助の対象としているのが基準になっております。

<松谷議員>

そうすると、1.5倍ということは1万5千円までで、他に届け出があったけれども補助対象にならなかったものは、1.5倍以上の料金であったということになりますか。

それから、届け出された時の審査としては、細かいサービスについてはチェックされて選択していると理解してよいでしょうか。

<子ども未来課長>

届け出があった時のチェックということですが、まずは施設を満たしているかどうかということで基本的なチェックはされています。

補助するかどうかということについては、それぞれ運営のサービスにどれくらい費用がかかっているかという所の利用料の内訳等を出していただき決定をしております。

基本的な部分につきましては1万5千円以下という概ねの基準がありますので、そこを満たしている所に補助をさせていただいています。

<松谷議員>

民間の児童クラブに対する国の補助金の要綱がありますが、それを見ると「家賃、土地賃料、施設改修、備品購入、送迎、延長職員賃金」という規定になっているのですが、ここには送迎というのが入っていますが、それについてはどう理解されますか。

<子ども未来課長>

現在の市の補助といたしましては、基本的な部分に補助をさせていただいておりますので、送迎の補助については現在補助の対象とはしておりません。今後は、国の要綱などに示されているのでそれについてはまた研究していきたいと思っております。

<松谷議員>

2016年には3園が補助を受けており、3つ合わせた総額が1334万円です。これは実際にどういう基準でこの額を決めているのかを伺います。

<子ども未来課長>

基本的には、受入児童数によって補助の基準額が変わってくるということになります。

<松谷議員>

例えば、今まで15名位で補助金をもらっていた施設が受入児童数を40人位に増やしたいという希望があり、今ある施設から移動したりする場合もあると思われませんが、それによる家賃や土地の賃料、施設の改修があれば補助の拡大なり変化することも考えられるのですか。

<子ども未来課長>

施設の規模を改修していくこと、あるいは引っ越しということへの補助についてですが、現在、市の補助としては施設改修あるいは移動に対しての補助メニューは設けておりません。

<松谷議員>

わかりました。補助に関してはこれで終わりますが、後は夏休みにおける待機児童についてです。通常は5月に待機児童について数字を出していますが、夏休みの場合は2016年の8月、待機児童は葵区、駿河区、清水区どれくらいいるのかと、それに対してはどのような対処をしていかれるのか。5月1日の基準で整備計画は作られているのですが、5月1日時点で待機児童をなくすことと、夏休みの場合は多分数字が増えると思いますが、2016年の夏休みの待機児童、そして、2017年も夏休みが終わっているのでもしわかっているならば、それぞれ区ごとの待機児童の数と対応策はどのように考えているのか伺います。

<子ども未来課長> 夏休みの待機児童の数ですが、まず2016年につきましては、513人待機児童がおりました。5月1日が330人だったことを考えますと増えております。それから、2017年ですけれども8月1日現在は352人ということで改善がみられている状況です。これにつきましては、今、公設の児童クラブを順次整備している効果が表れていると考えております。

区ごとの待機児童の数ですが、2016年8月1日現在の葵区の待機児童は159人、駿河区が256人、清水区が98人になっております。今年2017年の8月1日現在の待機児童数は、葵区168人、駿河区85人、清水区99人となっております。

夏休みについての対応策ですが、基本的には公設の児童クラブを整備していくことによってある程度は減ってくるという状況はありますが、どうしても8月のみ利用したいというお子様もいらっしゃいます。これについては校外クラブもありますのでそちらを紹介することもあります。それから、どうしてもそこもいっぱいになってしまうということあるので、そのような時には、民間児童クラブもご案内させていただき利用していただくこともあるという状況です。

<松谷議員>

区ごとでいくと、葵区は増えて159が168、駿河区は激減で256が85。清水区は、98から99ということで偏差があります。もちろん整備されているので、全体としては513が352と減っています。

平成31年までに5月1日現在の待機児童を無くすので、もう少し時間をくださいということでした。だけど、8月の分についてはそういう状況で、対処というのはなかなか難しくやはり民間児童クラブとか校外クラブなどの空いている所でしかできないということなのでしょう。またもう少し抜本的なことを考えてもらえるのかお伺いしたいと思います。

<子ども未来課長>

夏休みに急増する児童クラブへの利用者についての抜本的な対策というのはなかなか難

しいと考えております。先ほど、校外クラブとお話しさせていただきましたが、これは具体的には言えば、例えば、児童館に併設している児童クラブがあります。駿河には丸子にあります児童館の中に児童クラブがあります。また瀬名にも児童館の中に児童クラブがあります。そういった所では送迎の問題は保護者をお願いしなければなりません、若干余裕がある場合もあるのでそういったところを中心に対策をし、ご利用いただく。もう一つは、民間児童クラブに普段少し余裕がある所もありますので、そこをご案内してご利用いただくというのが現状です。すぐにこの問題は解決するものではありませんが、児童クラブの整備を今年、来年、再来年と進めていく中で解消を図っていきたいと考えております。

<松谷議員>

夏休みはそう簡単に解消はできないけれども、親御さんの努力や空いている所を活用するのが当面の現状だということがわかりました。

それで、児童館の問題も出ましたが、監査委員からは児童館の配置構想で偏在の是正ということを指摘されています。従来、清水区と旧静岡市との間に児童館の考え方の違いがあるというのは、私たちも当然聞いてはおりますが、この指摘についてはどういう風に受け止めてどう対処をされているのかをお伺いします。

<子ども未来課長>

児童館の偏在ということで、もともと児童館というのは旧静岡市において多く設置されていたという点があります。そういったことで、清水区においても児童館を整備していこうということで、児童館の配置構想を定めております。これに従いまして、児童館を順次整備を行っていくことにしています。具体的には、4つの児童館を整備する構想が作られております。

清水区の東部地域、西部地域、南部地域、北部地域と4つにわけさせていただいております。ひとつは、東部地区においては、清水駅前に「まある」という児童館ではありませんが児童が楽しめる施設がありますので、ここを児童館機能と位置付けさせていただき、整備をして児童館の機能を持たせております。

二つ目として西部地域一有度、船越、岡地域を想定いたしまして、児童館を既に有度生涯学習交流館に「草薙児童館」として整備が終わっております。

三つめは、現在整備を進めております。三保地域に南部地域の児童館を予定しています。対象としては、富士見、清水、駒越、折戸、三保と広域にはなりますが、この地域を意識して整備をし来年オープン予定です。

残り1館については、構想の中では高部、飯田地区を中心とした北部地域にもう一館建てたいと構想を進めております。これにより児童館の偏在を解消することに取り組んでいきます。

<松谷議員>

監査委員が指摘している偏在の是正というのは、そういったことで対処したことになるのでしょうか。読み方として何かちょっと違うような感じがしますがどうなのでしょう。



<子ども未来課長>

市内各地域において児童館を設置するという意味で、旧静岡市と清水が偏っていたというのを考えますと、4館を作ることによって偏在を解消できると考えております。

「追加事項」

<子ども未来課長>

先ほどの民間児童クラブの利用料金について、調べがつかしましたのでお応えさせていただきます。まず、こぐま児童クラブにつきましては通常9,500円、パンダ児童クラブにつきましては13,000円、プチファミについては18,000円ということで15,000円よりも高くなっていますが、実はここは夜遅くまでやっている、送迎があるということで、その分を差し引きますと基本的な利用料金については市の1.5倍以内ということで確認しておりますので、補助の対象としております。

<松谷議員>

送迎の補助はないけれども、ここは夜遅いということで許容しているということで理解いたしました。